

宅幼老所設置状況調査 調査対象の定義の変遷(平成20年度まで)

年度	名称・ 設置数(箇所)	定 義
H13	宅老所 設置数:36	<p>民家などの家庭的な雰囲気の中で、少人数の高齢者を預かるものを総称し、日中のみ預かるもの、一定期間入所するものがある。「グループホーム」「ディホーム」「ミニディサービス」などと呼ばれることもある。</p> <p>宅老所は、老人福祉法等の関係法令に規定がないため、設備、人員配置等の基準が存在せず、運営主体であるNPO、個人等が地域のニーズに合わせた独自のサービスを展開しているのが現状。</p>
H14	宅老所 設置数:86	<p>民家などの家庭的な雰囲気の中で、少人数の高齢者を預かるものを総称し、日中のみ預かるもの、一定期間入所するものがある。「グループホーム」「ディホーム」「ミニディサービス」などと呼ばれることもある。</p> <p>宅老所は、老人福祉法等の関係法令に規定がないため、設備、人員配置等の基準が存在せず、運営主体であるNPO、個人等が地域のニーズに合わせた独自のサービスを展開しているのが現状。</p> <p>介護保険の事業を実施している場合は、介護保険の指定基準による。</p>
H15	小規模ケア施設 (宅幼老所) 設置数:162	<ul style="list-style-type: none"> ・民家等の既存建物を活用し、高齢者あるいは高齢者とともに乳幼児や障害者(児)が利用して、地域のニーズに応じた様々なサービスを提供すること。 ・運営形態は、介護保険制度におけるデイサービス、グループホームを実施しているもの、介護予防・地域支え合い事業における生きがいデイサービスを実施しているもの、その他自主事業を実施しているもの。 ・原則として民家、空き店舗などを改修したものとするが、小規模ケア施設支援事業の対象施設及び民家的な建物は新設でも対象とすること。 ・運営は、週3日以上実施していること。 ・利用定員は、小規模ケアを提供するため概ね15人以下とすること。 ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などの施設に併設されているものは除くこと。
H16	小規模ケア施設 (宅幼老所) 設置数:250	同上
H17	コモンズハウス (宅幼老所等) 設置数:297	<ul style="list-style-type: none"> ・民家等の既存建物を活用し、高齢者あるいは高齢者とともに乳幼児や障害者(児)が利用して、地域のニーズに応じた様々なサービスを提供すること。 ・運営形態は、介護保険制度におけるデイサービス、グループホームを実施しているもの、介護予防・地域支え合い事業における生きがいデイサービスを実施しているもの、生活拠点型を実施しているもの、その他自主事業を実施しているもの。 ・原則として民家、空き店舗などを改修したものとするが、小規模ケア施設支援事業の対象施設及び民家的な建物は新設でも対象とすること。 ・運営は、週3日以上実施していること。 ・利用定員は、小規模ケアを提供するため概ね15人以下とすること。 ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などの施設に併設されているものは除くこと。 ・既存施設のうち、来年度に介護保険制度の「小規模多機能型居宅介護事業」を行う施設に移行する予定の事業所も対象とすること。

年度	名称・設置数(箇所)	定義
H18	宅幼老所 設置数:340	<p>(1)平成18年3月31日時点の調査で調査対象となっていた施設 (2)平成19年3月31日時点の見込みで運営を行っている施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 平成18年度において、コモンズハウス支援事業の施設整備補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 イ 平成18年度において、次の施設に係る地域介護・福祉空間整備交付金の交付を受けた(交付予定を含む。)施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同住居(グループホーム) ・小規模多機能型居宅介護 <p>ウ 平成18年度において、コモンズハウス支援事業と同趣旨の市町村単独補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 エ 上記ア～ウの他、平成18年度において、次の事業のいずれかを「主たる運営事業」として開始した(予定を含む。)施設のうち、その他の要件(※)をすべて満たすもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・通所介護 <li style="width: 50%;">・認知症対応型通所介護 <li style="width: 50%;">・小規模多機能型居宅介護 <li style="width: 50%;">・認知症対応型共同住居(グループホーム) <li style="width: 50%;">・生きがいデイサービス <li style="width: 50%;">・生活拠点型宅幼老所 <li style="width: 50%;">・地域共生型生活ホーム </div> <p>※その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あるいは障害者だけでなく、高齢者、乳幼児、障害者(児)がともに利用する(又は利用する見込みのある)施設であること ・定員が15人以下であること ・通所施設にあっては、週3日以上開所していること。 ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などの施設に併設された施設でないこと
H19	宅幼老所 設置数:362	<p>(1)平成19年3月31日時点の調査で調査対象となっていた施設 (2)平成20年3月31日時点の見込みで運営を行っている施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 平成19年度において、宅幼老所支援事業の施設整備補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 イ 平成19年度において、次の施設に係る地域介護・福祉空間整備交付金の交付を受けた(交付予定を含む。)施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同住居(グループホーム) ・小規模多機能型居宅介護 <p>ウ 平成19年度において、宅幼老所支援事業と同趣旨の市町村単独補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 エ 上記ア～ウの他、平成20年4月1日現在で、次の事業のいずれかを「主たる運営事業」として施設(平成19年度以前から実施している場合も含む。)であって、その他の要件(※)をすべて満たすと市町村が判断するもの。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・通所介護(県がまとめる社会福祉施設名簿において「老人デイサービスセンター」に分類される施設を含む。 <li style="width: 50%;">・小規模多機能型居宅介護 <li style="width: 50%;">・認知症対応型通所介護 <li style="width: 50%;">・生きがいデイサービス <li style="width: 50%;">・認知症対応型共同住居(グループホーム) <li style="width: 50%;">・生活拠点型宅幼老所 <li style="width: 50%;">・地域共生型生活ホーム </div> <p>※その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あるいは障害者だけでなく高齢者、乳幼児、障害者(児)がともに利用する(又は利用する見込みのある)施設であること ・定員が15人以下であること ・通所施設にあっては、週3日以上開所していること ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院などの施設に併設された施設でないこと

年度	名称・設置数(箇所)	定義
H20	宅幼老所 設置数381	<p>(1)平成20年3月31日時点の調査で調査対象となっていた施設 (2)平成21年3月31日時点の見込みで運営を行っている施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 平成20年度において、宅幼老所支援事業の施設整備補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 イ 平成20年度において、次の施設に係る地域介護・福祉空間整備交付金の交付を受けた(交付予定を含む。)施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同住居(グループホーム) ・小規模多機能型居宅介護 <p>ウ 平成20年度において、宅幼老所支援事業と同趣旨の市町村単独補助金を交付された(交付予定を含む。)施設 エ 上記ア～ウの他、平成20年4月1日現在で、次の事業のいずれかを「主たる運営事業」として施設(平成20年度以前から実施している場合も含む。)であって、その他の要件(※)をすべて満たすと市町村が判断するもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護(県がまとめる社会福祉施設名簿において「老人デイサービスセンター」に分類される施設を含む。 ・認知症対応型通所介護 ・認知症対応型共同住居(グループホーム) ・生活拠点型宅幼老所 ・小規模多機能型居宅介護 ・生きがいデイサービス ・地域共生型生活ホーム </div> <p>※その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者あるいは障害者だけでなく高齢者、乳幼児、障害者(児)がともに利用する(又は利用する見込みのある)施設であること ・定員が15人以下であること ・介護従事者の配置が、概ね利用者3人に対し1人程度であること ・通所施設にあつては、週4日以上開所していること。 ・住宅地に立地し、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等の施設に併設された施設でないこと

◎ 平成20年度までの設置状況

- ・宅幼老所数 381か所(県補助:159か所、長野市補助:7か所、自主設置:215か所)
- ・主たる運営事業
通所介護事業、グループホーム(認知症高齢者)、生きがいデイサービス(元気な高齢者)等
- ・運営主体
NPO法人:159、営利法人:106、社会福祉法人(社協以外):54、市町村社協:31、その他:31